

議案第240号

### 大阪市暴力団排除条例の一部を改正する条例案

大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市暴力団排除条例（抄）

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の2第1項の規定により大阪府公安委員会から都道府県暴力追放運動推進第32条の3

センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 省 略